

○中頓別町新型コロナウイルス緊急対策融資及び利子等補給事業補助金交付規則

令和2年6月12日

規則第12号

改正 令和3年3月25日規則第3号

令和4年3月22日規則第4号

令和5年3月2日規則第6号

(通則)

第1条 中頓別町新型コロナウイルス緊急対策融資及び利子等補給事業補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内で交付するものとし、中頓別町中小企業振興資金融資条例(昭和36年条例第15号)及び中頓別町振興奨励補助規則(昭和60年規則第12号)に定めのあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、中頓別町中小企業振興資金融資条例第6条第2項及び第3項に基づき行う融資に関し定めることを目的とする。

(対象者)

第3条 この規則の対象者は、次に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 町内に独立して会計を行う事業所を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)又は町長が特に認める者。
- (2) 中頓別町暴力団排除条例(平成24年条例第16号)第2条第1号及び第2号に定める暴力団及び暴力団員でないこと。
- (3) 町税その他の町債務を完納している者であること。

(貸付け及び補助の要件)

第4条 貸付け及び補助金の要件は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 令和2年発生の新型コロナウイルス感染症の影響により生じた新たな運転資金の借入れ
- (2) 借入申込み時点において、直近1月の売上高が前年同期比で5パーセント以上減少し、今後2月までの売上高見込みの平均が前年同期比で5パーセント以上減少する見込みであることが認められる場合。ただし、創業後13月未満の事業者にあつては、相当する書類の提出により認められる場合
- (3) 借換えではない借入れ

(4) 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの融資実行された借入れ
(貸付けの条件)

第5条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金額 1 企業者につき3,000,000円以内とする。
- (2) 資金の用途 運転資金
- (3) 貸付けの期間 令和6年3月31日まで
- (4) 担保及び保証人 この制度による融資を取り扱う金融機関の定めによる。
(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費は、要件を満たした貸付けの利子及び信用保証料とする。

2 補助金の額及び補助期間は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額	補助期間
利子	10分の10以内	令和6年3月31日までの期間
信用保証料	10分の10以内	

3 事業を休止し、又は廃止した場合は、その前日までを補助期間とし、当該日までに支払った利子及び信用保証料を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の申請者は、利子補給金等交付申請書(別記様式)を提出し、町又は中頓別町商工会より金融機関を経由して保証協会に申し込むものとする。

(補助金の交付)

第8条 利子等の補給を受ける中小企業者等は、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、その期間の末日の属する月に、当該期間の利子等に関する計算書を添えて、町長に補助金を交付申請するものとする。一括償還等の場合にも同様とする。

(補助の取消し等)

第9条 町長は、中小企業者等が当該借入金を目的外に使用したときは、補助決定を取り消し、交付済みの補助金を返還させる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(規則の失効)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。